

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラン ソレイユ
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町豊安 147-1
連絡先	0869-24-8820
管理者名	横谷 奈穂
事業所の種類	居宅介護支援事業 3372401103
通常の事業実施地域	瀬戸内市（但し離島を除く）・岡山市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（土・日・祝日・12/30～1/3・8/13～8/15 を除く）
受付時間	8：30～17：30（緊急時には24時間対応いたします）
営業時間	8：30～17：30

(3) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	0名
介護支援専門員	2名	0名

2. 事業所の目的・運営方針

(1) 目的

介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成し、提供が確保されるようにサービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが公正中立かつ効果的に提供されるよう配慮し、また契約書の意見及び人権を尊重し、常に契約者の立場に立って多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介

護度に応じて厚生労働大臣が定める基準の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

通常の実施地域を超える場合は、下記の交通費を頂きます。

交通費	1 kmにつき	20 円
-----	---------	------

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

- ・契約者の居宅を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・契約者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。別紙「公正中立な業務に関する情報提供書」により、前6月間において事業所が偏ったサービスの選択をしていないことの情報提供及び説明を十分に行い、情報提供書を交付します。

5. サービス内容に関する流れ

① 介護支援専門員がお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

② 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。

③ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います。（サービス担当者会議の実施）

⑤ 介護支援専門員が居宅サービス計画案を利用者のご家族に説明します。

⑥ 利用者からサービス計画の同意をいただきます。

⑦ 利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

⑧ 利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

⑨ 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

※契約者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

※介護支援専門員は、契約者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、契約者の同意を得て主治の医師の意見を求め、さらに居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

※介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から契約者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、口腔機能その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、契約者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師に提供します。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、契約者の居宅を訪問し、契約者に面会し、少なくとも1月に1回モニタリング結果を記録します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な支援を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合、居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めます。ただし、やむを得ない理由がある場合については担当者に対する照会等により意見を求めます。事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) サービス提供記録について

契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。また、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

6. 事故発生時おける対応方法

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

7. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	：	管理者	横谷 奈穂
-------------	---	-----	-------
 - ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ③ その他虐待防止のため必要な措置
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8. 成年後見制度の活用支援

- (1) 適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話番号 0869-24-8820

苦情受付窓口：管理者 横谷 奈穂

受付時間 毎週月曜日～金曜日（土・日・祝日・12/30～1/3・8/13～8/15を除く）
午前8：30～午後5：30

- (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・瀬戸内市役所いきいき長寿課 電話番号 0869-24-8866
- ・岡山市事業者指導課 電話番号 086-212-1012
- ・岡山市介護保険課 電話番号 086-803-1240
- ・国民健康保険団体連合会 電話番号 086-223-8811